

令和 5 年度  
松江湖畔公園（白潟公園）水辺の賑わい空間創出事業業務委託  
公募型プロポーザル仕様書

## 1. 業務名

令和 5 年度松江湖畔公園（白潟公園）水辺の賑わい空間創出事業業務委託（以下「本業務」という。）

## 2. 業務目的

本業務は、水辺の公共空間における商業利用を手段とした日常的な賑わい創出の可能性を検証するため、白潟公園において民間事業者の創意工夫で飲食、物販、アクティビティ等の取組を継続的に実施する社会実験を行うものである。

## 3. 実施場所・期間

### (1) 実施場所

松江市魚町、灘町地内 松江湖畔公園（白潟公園）

※ 位置図（別添 1）、業務区域図（別添 2）を参照。

### (2) 実施期間

委託期間（契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 29 日まで。）の範囲において、提案による連続した 3 ヶ月以上の期間。

## 4. 基本的な考え方

中心市街地に位置する宍道湖東岸や大橋川上流部は、水の都松江を象徴する優れた景観を有しており、白潟公園を含む松江湖畔公園や大橋川沿いの広場は、市民や観光客の憩いの場となっている。

現在、大橋川改修とその関連事業によって、これらのエリアで新たな水辺空間の整備が進んでいることから、より一層魅力が高まり、市民や観光客で賑わうことが期待されている。

実際に、これらの水辺の公共空間は、その立地条件から、商業利用を手段とした日常的な賑わい創出の可能性を秘めていると考えられ、官民による議論や社会実験が活発化している。

今回は、それらについてこれまでよりも踏み込んだ検証をするため、令和 4 年度に引

き続き、白潟公園をモデルケースとした社会実験を行うものである。

将来の理想とする白潟公園の姿は、水辺空間に相応しく、かつ公園利用者が求めるサービスが民間事業者によって年間を通じて継続的に提供され、公園が日常的に賑わい、得られた収益を原資に民間事業者主体で公園が良好に管理されることである。

そのため、今回の社会実験によって、白潟公園で求められるサービスの把握と将来のパークマネジメントを担う事業者の発掘・育成を図るとともに、その結果は、公園利用に関する規制の緩和や公園の再整備の検討材料にもすることとしている。

以上のことから、本業務を募集するにあたり、パークマネジメントに関心を持つ者からの、既成概念にとらわれない自由かつ柔軟な発想による魅力的で持続可能な提案を期待するものである。

## 5. 業務内容

### (1) 賑わい拠点の設置・運営

水辺空間における日常的な賑わい創出のため、人の交流目的となる拠点（店舗など商業利用のための施設）を設置し、実施期間を通じて運営すること。

- ・ 賑わい拠点の内容（業種、設置数、販売品目・価格帯、営業日・時間、外観・色彩など）を提案すること。
- ・ 賑わい拠点は、実施期間中、平日を含む週2日以上定期的に営業すること。ただし、実施期間の範囲において、連続した4週間以上の期間は、週3日以上定期的に営業すること。

(賑わい拠点の営業日の例)

令和5年6月							令和5年7月							令和5年8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 営業							1 営業			1	2 営業	3	4	5 営業
4	5	6	7 営業	8	9	10 営業イベント	2 営業	3	4	5 営業	6	7	8 営業イベント	6	7	8	9 営業	10	11	12 営業イベント
11	12	13	14 営業	15	16	17 営業	9 営業	10	11	12 営業	13	14	15 営業	13	14	15	16 営業	17	18	19 営業
18	19	20	21 営業	22	23	24 営業	16 営業	17	18	19 営業	20	21	22 営業	20	21	22	23 営業	24	25	26 営業
25	26	27	28 営業	29	30		23 営業	24	25	26 営業	27	28	29 営業	27	28	29	30 営業	31		
							30	31												

### (2) イベントの開催

賑わい拠点の設置・運営以外に、より多くの賑わいを創出するイベントを月1回以上開催すること。

- ・ イベントの企画の内容や期日等を具体的に提案すること。

- ・ イベントの開催は、運営する賑わい拠点と相乗効果が得られる企画とすること。

### (3) その他

- ・ 賑わい拠点の設置・運営とイベントの開催の位置を示した業務配置図（業務区域図（別添2））に示すこと。ただし、業務区域は、関係機関との協議により、範囲の変更など調整を要する場合がある。）とともに、パース図、スケッチ等を提出すること。
- ・ 集客に繋がる広報計画や回収に繋がるアンケート調査計画について提案すること。
- ・ 清掃・美化対策について提案すること。
- ・ 業務の実施スケジュール、実施体制、緊急時の対応について提案すること。
- ・ 業務に必要な経費を全て計上した収支計画について提案すること。

### (4) 業務に求める視点

- ・ 年間を通じて独立採算による実施が期待でき、かつ将来のパークマネジメントを担える持続可能な提案であること。
- ・ 水辺や周囲の景観を活かした白濁公園に相応しい提案であること。
- ・ 既成概念にとらわれない斬新な発想の提案を含むこと。
- ・ 地域の生産者、店舗、企業・団体等と連携するなど、地域の経済循環を意識した提案を含むこと。

## 6. 実施条件

### (1) 営業に関する条件

- ① 営業時間中は、常時職員を1名以上配置すること。
- ② 酒類の提供は、9時から21時までとする。
- ③ 業務区域内の駐車場は1か所（11台、うち身障者用1台。）で、利用可能な時間は、10時から20時までの間（市にかわって駐車場を管理する場合を除く。）とする。ただし、他の公園利用者の利用を妨げないこと。
- ④ 業務区域には、公園区域のほか河川区域が含まれる（河川区域図（別添3）を参照。）。業務実施期間中に、第三者から公園・河川利用に係る行為又は占用の申請があった場合は、利用の調整を行うこと。なお、業務区域図で示す広場において、定期的に地元グループ等がグラウンドゴルフ利用するので、妨げないこと。
- ⑤ 業務実施期間中に、公園・河川管理上の除草等を行うので、作業に支障がないよう各管理者と日程等を調整すること。
- ⑥ 白濁公園周辺において、市が主催・共催・後援するイベント等の開催時には、連携

を図ること。

- ⑦ 飲食物を提供する場合、その容器等が公園や宍道湖、路上に廃棄されることがないよう対策を講じること。
- ⑧ たき火（直火は禁止）又は野営を実施するときは、常時職員と消火器（たき火に限る）を配置し、社会実験である旨を記載した看板を設置すること。
- ⑨ 地域の理解を得ながら取組を行うこと。特に、業務区域内の東側は住宅地に隣接する。住人に迷惑となる騒音・煙・匂い・灯りは発生させないようにすること。

## （2）賑わい拠点の設置条件

- ① 原則として、設置する拠点は移動可能な仮施設とし、営業時間外は全ての施設を業務区域から撤去すること。ただし、飛散や防犯、通行上の安全等の対策をとることができる場合は、協議により撤去しないことができる。
- ② ①にかかわらず、コンテナを利用した建築物を設置する場合、建築確認申請を行うこと。
- ③ 盛土や掘削など土地の形質変更をしないこと。
- ④ 舗装などに工作物等を固着させないこと。
- ⑤ 賑わい拠点の設置にあたって、歩行者の動線を確保すること。
- ⑥ 業務区域図で示す電源設備（コンセント）は利用可能であるが、使用料については受託者で負担すること。
- ⑦ 業務区域図で示すトイレ2か所は利用可能であるが、業務で生じた汚水は持ち帰ること。
- ⑧ 夜間に営業する場合に明かりが不足する場合は、照明等を設置する等の安全対策を行うこと。
- ⑨ 業務区域は、原則車両の進入及び駐車を禁止している。このため、資材等の搬出入を除き、車両（キッチンカーを除く。）の進入及び駐車はしないこと。芝生に乗り入れる場合は、養生することとし、生じた轍は復旧すること。
- ⑩ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項及び松江市都市公園条例（平成17年松江市条例第340号）第14条に基づく公園使用料は免除とする。

## （3）安全管理

- ① 設置物や販売行為、イベント等に関して生じたトラブル（事故・苦情等）については、受託者が責任をもって対応するものとし、不慮の事故等、重大なものについては速やかに報告するとともに、対応について協議すること。
- ② 業務実施に起因した事故に備えるため、責任賠償保険に加入すること。
- ③ 設置撤去及び搬出入時は、安全管理を十分に行うこと。
- ④ 災害時等に備え、緊急連絡体制を構築すること。
- ⑤ 島根県が要請する新型コロナウイルス感染症対策を行なうこと。

(4) 気象警報の発令に伴う営業休止

- ① 松江市内で大雨・洪水・暴風注意報のいずれかが発令された場合は、気象の変化に注意を払い、状況に応じて営業を休止できる準備を整えることとし、大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令された場合は、営業を休止すること。なお、気象予報からその状況が予測される場合に、公園管理者及び河川管理者から要請があった場合においても同様とする。また、これに係る費用は、受託者の負担とする。

(5) 2023松江水郷祭に伴う制限

- ① 令和5年8月5日（土）、6日（日）に実施が予定される水郷祭において、白潟公園に有料観覧席を設けることが計画されている（有料観覧席設置区域（案）図（別添5）を参照。本図は、令和5年3月17日、18日に開催された市民ワークショップ「松江水郷祭の継承・発展に向けて」資料の抜粋。今後変更になる可能性がある。）。原則として、有料観覧席設置区域内は、水郷祭の開催日及び設営・撤去に要する期間中（未定。参考として、2022松江水郷祭は令和4年8月3日から8日までの6日間。）、賑わい拠点の設置・運営及びイベントの開催はできない。また、有料観覧席設置区域外の業務区域においても、制限する場合がある。これらに係る費用は、受託者の負担とする。

(6) アンケート調査

- ① 業務実施期間中に、アンケート調査を実施すること。
- ② アンケート項目等の詳細は、企画案を作成し市と協議すること。
- ③ 調査データは、集計・分析すること。

(7) 課題の検証

- ① 本業務は、将来事業者が独立採算で取り組むことを想定している。業務実績とアンケート調査結果を踏まえ、独立採算で業務を実施する上での課題等（規制緩和や公園整備等の提案を含む。）を整理すること。

(8) 週報の作成

- ① 営業日ごとの運営結果（売上高、必要経費、利用者数など）を記録し、毎週報告すること。

(9) 実績報告書の作成

- ① 準備期間を含め全期間中について、写真等により過程を記録し報告すること。
- ② 賑わい拠点の運営結果（運営形態、利用者数など）、地域連携の効果、収支、イベント実施の結果について報告すること。
- ③ アンケート調査結果と課題の検証を報告すること。
- ④ 実績報告書及び関連資料は、次の数量を委託期間内に市に提出すること。
  - ・ 紙ベース（A4版） 2部
  - ・ 電子データ（CD-R） 1枚

## 7. 仕様書の目的及び適用範囲

- ① この仕様書は、市が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。
- ② 本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が上がると判断するものについては、積極的に提案すること。
- ③ 仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者と市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容は、そのすべてが盛り込まれるものではなく、公園や河川等の各管理者との協議の上、変更を加えることがある。
- ④ 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議し、承認を得ること。
- ⑤ 本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、市と受託者の協議によるものとする。

## 8. その他注意事項

### (1) 個人情報の保護

- ① 受託者は、松江市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
- ② 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- ③ 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### (2) 著作権その他知的財産権

- ① 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- ② 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- ③ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- ④ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、イラスト、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者説明し、承諾を得るなど必要な手続きをとった上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。

- ⑤ 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

(3) その他

- ① 本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、市の要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。
- ② 受託者は本業務の内容や本業務により知り得た内容について、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。
- ③ 本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。
- ・ 業務上、受託者の不注意により生じた費用
  - ・ 業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用